

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 1 月 12 日（金）第 480 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○地域森林計画の決定	（森林経営課取扱い）	1
○地域森林計画の変更（4件）	（森林経営課取扱い）	1
○林業種苗法に基づく指定採取源の指定	（森林経営課取扱い）	2
○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い）	3
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定	（社会福祉課取扱い）	3
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	（障害福祉課取扱い）	4
○肥料の登録の有効期間の更新	（経営技術課取扱い）	4
○基本測量の実施	（監理課取扱い）	4
○公共測量の実施	（監理課取扱い）	5
○公共測量の終了（2件）	（監理課取扱い）	5
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い）	5
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い）	5
公 告		
○競争入札の参加者の資格に関する公告	（管財課取扱い）	6

告 示

鹿児島県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により南薩地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 森林計画区の名称

南薩森林計画区（鹿児島市，枕崎市，指宿市，日置市，いちき串木野市，南さつま市，南九州市及び鹿児島郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課，鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により北薩地域森林計画（令和2年1月17日鹿児島県告示第32号をもって公表）を変更したので，当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 森林計画区の名称

北薩森林計画区（阿久根市，出水市，薩摩川内市，伊佐市，薩摩郡及び出水郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課，北薩地域振興局農林水産部林務水産課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により始良地域森林計画（令和3年1月15日鹿児島県告示第17号をもって公表）を変更したので，当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称
始良森林計画区（霧島市，始良市及び始良郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により熊毛地域森林計画（令和3年1月15日鹿児島県告示第18号をもって公表）を変更したので，当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称
熊毛森林計画区（西之表市及び熊毛郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課並びに熊毛支庁農林水産部林務水産課及び屋久島事務所農林普及課

鹿児島県告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により大隅地域森林計画（令和5年1月13日鹿児島県告示第25号をもって公表）を変更したので，当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称
大隅森林計画区（鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，曾於郡及び肝属郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第24号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により，次のとおり指定採取源として指定する。

令和6年1月12日

鹿児島県知事 塩田康一

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び面積	所有者等の氏名及び住所
5-1	令和6年1月12日	普通母樹林	すぎ	曾於市大隅町月野宮字宮ノ上8771番5	260本 0.0868ヘクタール	砂田早月 霧島市福山町福山4930番地63
5-2	令和6年1月12日	普通母樹林	すぎ	曾於市大隅町月野宮字宮ノ上	1,895本 0.6317ヘクタール	砂田早月 霧島市福山町

				8773番 2	タール	福山4930番地 63
5-3	令和 6 年 1 月 12 日	普通母樹 林	すぎ	始良郡湧水町幸 田字水上原287 番	91本 0.1150ヘク タール	今川譲治 始良郡湧水町 幸田554番地 2
5-4	令和 6 年 1 月 12 日	普通母樹 林	すぎ	始良郡湧水町幸 田字水上原288 番 2	58本 0.0726ヘク タール	今川譲治 始良郡湧水町 幸田554番地 2
5-5	令和 6 年 1 月 12 日	普通母樹 林	すぎ	始良郡湧水町幸 田字水上原289 番 1	151本 0.1899ヘク タール	今川譲治 始良郡湧水町 幸田554番地 2
5-6	令和 6 年 1 月 12 日	普通母樹 林	すぎ	始良郡湧水町幸 田字水上原291 番 1	44本 0.0555ヘク タール	今川譲治 始良郡湧水町 幸田554番地 2
5-7	令和 6 年 1 月 12 日	普通母樹 林	すぎ	始良郡湧水町幸 田字水上原293 番 1	49本 0.0613ヘク タール	今川譲治 始良郡湧水町 幸田554番地 2
5-8	令和 6 年 1 月 12 日	普通母樹 林	すぎ	始良郡湧水町幸 田字前原598番 12	96本 0.0685ヘク タール	五反田勇 始良郡湧水町 幸田601番地 3

鹿児島県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 6 年 1 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市福山町福山字上ノ茶屋1837番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第26号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法

律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和6年1月12日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者		事業所		指定年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
社会福祉法人博寿会	曾於市大隅町月野字池尻1045番地	グループホーム高松みどりの里	曾於市末吉町諏訪方6875	令和5年11月1日	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

鹿児島県告示第27号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和6年1月12日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
牛飼 純平	肝属郡医師会立病院	肝属郡錦江町神川135番地3	内科	令和5年12月27日
重久 彩乃	肝付町立病院	肝属郡肝付町北方1953	神経内科	令和5年12月27日
土持 亨	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号	整形外科	令和5年12月27日

鹿児島県告示第28号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和6年1月12日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1290号	令和11年11月24日	魚かす粉末	フィッシュボーン	窒素全量 5.0 りん酸全量16.0	該当なし	株式会社イリオス通商	鹿児島市宇宿二丁目8番3号

鹿児島県告示第29号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和6年1月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（水準測量）
- 2 作業の期間 令和6年1月20日から同年9月30日まで

3 作業の地域 十島村及び天城町

鹿児島県告示第30号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南さつま市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 1 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図修正）
- 2 作業の期間 令和 5 年 11 月 30 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 南さつま市

鹿児島県告示第31号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島地域振興局長から令和 5 年 7 月 28 日鹿児島県告示第614号で告示した公共測量の実施は、令和 5 年 12 月 20 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 1 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第32号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から令和 5 年 9 月 15 日鹿児島県告示第698号で告示した公共測量の実施は、令和 5 年 11 月 22 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 1 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 6 年 1 月 12 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	高隈串良線	鹿屋市串良町有里字矢柄堀前北7274番1地先から同市串良町有里字大山街道7189番1地先まで	前	6.6~8.4	321.7
			後	14.5~14.5	321.7

鹿児島県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 6 年 1 月 12 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道	高隈申良線	鹿屋市申良町有里字矢柄堀前北7274番1地先から同 市申良町有里字大山街道7189番1地先まで	令和6年 1月12日
----	-------	--	---------------

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和6年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和6年1月12日

鹿児島県知事 塩田康一

1 調達をする特定役務の種類

清掃業務（鹿児島県行政庁舎清掃業務）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格（資格審査要綱第8条第1項の規定によるA級の格付けに限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3798

ファックス番号 099-286-5641

(3) 申請書類の受付期間

令和6年1月19日から同月29日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第5条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を有すると決定された日（以下「効力発生日」という。）から同日後最初に到来する資格審査要綱第6条に規定する基準年度に行う定期の資格審査による効力発生日の前日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。